

外国人集住都市会議 いいだ 2011

多文化共生社会をめざして — すべての人がつながり ともに築く地域の未来 —



外国人集住都市会議

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市
富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市
津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・総社市

外国人集住都市会議いいた2011 目次

○外国人集住都市会議いいた2011メッセージ	1
○第Ⅰ部 外国人集住都市会議の取り組み	2
○第Ⅱ部 「日系定住外国人施策に関する行動計画」の研究報告・提言 ...	4
三重・滋賀・岡山ブロック	5
長野・岐阜・愛知ブロック	10
群馬・静岡ブロック	13
○資料編	
(第Ⅰ部)	
群馬・静岡ブロック	18
○資料編	
(第Ⅱ部)	
三重・滋賀・岡山ブロック	26
長野・岐阜・愛知ブロック	31
日系定住外国人施策に関する行動計画（内閣府資料）	38

外国人集住都市会議 いいだ2011メッセージ

1990 年の出入国管理及び難民認定法の改正から 20 年余りが経過した現在、日本に住む外国人住民を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。

特にリーマンショックに端を発した経済危機や東日本大震災の影響による雇用情勢の悪化は深刻さを増しており、会員都市においては年々増加していた外国人登録者数が減少に転じている状況です。しかし、このような状況においても帰国することなく定住・永住を希望している外国人住民も数多くおり、2011 年 6 月末の外国人登録者数は、209 万人を超えていました。

このような中で、外国人集住都市会議は、2001 年「浜松宣言」、2002 年「共同アピール」、2004 年「豊田宣言」、2006 年「よっかいち宣言」、2008 年「みのかも宣言」、2010 年「おおた宣言」の理念を受け継ぎ 10 年間活動をしてきました。この間、外国人集住都市会議が発足当初から国に要望し続けてきた外国人登録制度の見直しが図られ、基礎的行政サービスを提供する基盤となる改正住民基本台帳法に基づく制度が来年 7 月から実施されることとなっています。

外国人集住都市会議発足 11 年目の新たなステージを迎える今、これまでの成果をふまえ、未だ解決されていない課題や時代の変化により浮き彫りにされてきた新たな課題の解決に向けて、会員自らの取り組みを進めるとともに、引き続き国や関係機関に提言していくことが求められています。このため、会員 28 都市が群馬・静岡、長野・岐阜・愛知、三重・滋賀・岡山の 3 つの地域ブロックに分かれ、それぞれ「防災」「子どもの教育」「地域コミュニティの構築」の課題について研究を行っています。

本日の会議では、国が今年 3 月末に策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の分野別政策についてブロック毎に検証し、各都市の現状と課題に即応した、より実効性のある施策となるよう提言をいたしました。こうした施策を推進し、地域における多文化共生社会を実現するためには、国と現場を抱える自治体がさらに連携を深めると私たちは考えます。

外国人集住都市会議では、この 2 年間のテーマを「**多文化共生社会をめざして～すべての人があつなり、ともに築く地域の未来～**」と定めました。地域に暮らす全ての人々や団体があつなり、地域や子どもたちの未来を考え、お互いが支え合いながら、暮らしやすい地域をともに築いていくための取り組みが、たゆみなく進むことを願い、メッセージといたします。

2011 年 11 月 8 日

外 国 人 集 住 都 市 会 議



第Ⅰ部 外国人集住都市会議の取り組み

1 外国人集住都市会議の設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

(2001年5月7日)

2 外国人集住都市会議の取り組み

2001年、浜松市の呼びかけにより趣旨に賛同する13都市から発足したこの会議も、現在では28都市が参加する大きな組織となり、顕在化する課題を整理するとともに、日本人住民と外国人住民が地域で安心してともに暮らせる多文化共生を目指し、鋭意情報交換や研究を行ってきたところである。

公開首長会議においては、2001年「浜松宣言」、2002年「共同アピール」、2004年「豊田宣言」、2006年「よっかいち宣言」、2008年「みのかも宣言」、2010年「おおた宣言」として、地域の課題を具体的な提言やメッセージとして発信するとともに、必要に応じて国や関係機関に制度改革などを求めてきた。

外国人集住都市会議におけるこれまでの提言内容



- (1) 外国人住民が生活や就学・就労に必要な日本語を習得するための機会の保障
- (2) 外国人の子どもの就学の義務化
- (3) 外国人の子どもたちの日本語学習機会の保障や公立学校の受け入れ体制や日本語指導体制の充実
- (4) 外国人学校への日本語教育の充実や支援、中学校卒業程度認定試験制度の見直し
- (5) 外国人の労働環境の整備や改正労働者派遣法の効果的な実施
- (6) 外国人労働者の社会保険・労働保険加入に関する措置
- (7) 外国人登録制度や医療保険制度の見直し、社会保障制度の充実
- (8) 省庁間の政策を統合的に調整する組織（仮称 外国人庁）の設置
- (9) 外国人受け入れ方針の明確化や多文化共生の実現に向けた取り組みの推進 等

災害時相互応援協定の締結



昨年11月の外国人集住都市会議東京2010において、全会員都市間による「災害時相互応援協定」を締結し、3月11日に発生した東日本大震災の際には、会員間での支援の申し出や多言語情報の提供が行われた。

③ 新たなステージを迎えて

多文化共生社会をめざして ~すべての人がつながり、ともに築く地域の未来~



外国人集住都市会議が発足してから 10 年間、外国人を取り巻く環境や社会情勢は著しく変化し、特にリーマンショックによる経済危機や東日本大震災などにより、言葉や文化・習慣の異なる外国人が受けた影響は計り知れない。このような厳しい状況下においても、帰国することなく日本に住み続けたいと希望する外国人住民が少なくない中、外国人集住都市会議は発足 11 年目という新たなステージに立った。

国籍はブラジルやペルーであっても、日本で生まれ育っている子どもや日本の生活が母国での在住期間を超えているという若者が多く実在する現実を見据えたとき、彼らとともに地域の未来を考えるべき時期が来ているのではないだろうか。

2011 年～ 2012 年の 2 年間は、各地域において、「人と人とのつながり」を大切にする取り組みを進めると同時に、各都市間や国、県、経済界など各種関係機関が連携して多文化共生社会の実現に向け、ともに未来を創造していくという願いを込めて、「多文化共生社会をめざして ~すべての人がつながり、ともに築く地域の未来~」というテーマを設定した。

また、外国人集住都市会議の 28 都市を 3 つのブロックに分け、次のような各テーマを掲げ、調査研究しているところである。



群馬・静岡ブロック

群馬県：伊勢崎市、太田市、大泉町

静岡県：浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市

テーマ

「多文化共生社会における防災のあり方 ~災害弱者をつくらないために~」



長野・岐阜・愛知ブロック

長野県：上田市、飯田市

岐阜県：大垣市、美濃加茂市、可児市

愛知県：豊橋市、豊田市、小牧市、知立市

テーマ

「外国人の子どもの教育について ~未来を切り拓く学びの保障~」



三重・滋賀・岡山ブロック

三重県：津市、四日市市、鈴鹿市、龜山市、伊賀市

滋賀県：長浜市、甲賀市、湖南市

岡山県：総社市

テーマ

「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ

~互いに支えあえる豊かな地域づくりのために~」



第Ⅱ部

「日系定住外国人施策に関する行動計画」の 研究報告・提言

2008年秋の世界的な金融危機は、日本経済にも影響を及ぼし、雇用情勢の悪化は雇用環境が不安定な日系人をはじめとする定住外国人については生活基盤である仕事を奪われるなど、大きな社会問題へと発展した。また、今年3月に発生した東日本大震災では、日本語が不十分な定住外国人への正確かつ迅速な情報提供の難しさ等、あらたな課題が浮き彫りとなった。

政府は、2009年1月内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、厳しい雇用状況の悪化への対策として、2009年4月「定住外国人施策に関する対策の推進について」をとりまとめ、また2010年8月には「日系定住外国人施策に関する基本方針」、2011年3月には「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定した。

基本方針や行動計画の策定は、長年にわたり外国人集住都市会議が要望してきたことである。さらに、この行動計画に示されている各施策が着実に実施されるとともに、多文化共生を進めるうえでの各課題を解決するためには、国等との連携により、現場の実情をふまえた意見がより反映されるものとなることが必要であるとして、外国人集住都市会議では、今年4月より3つの地域ブロックで、分野別に研究を重ねてきた。その結果について発表・提言する。

- ・ 日本語で生活できるために必要な施策
- ・ 安定して働くために必要な施策
- ・ 子どもを大切に育てていくために必要な施策
- ・ 社会の中で困ったときのために必要な施策
- ・ 推進体制ほか必要な施策

三重・滋賀・岡山ブロック

「日本語で生活できるために必要な施策」について

1 現状と課題

現在、外国人住民が日本語を習得する手段の1つに、各地域のNPOや国際交流協会等が運営する「日本語教室」がある。しかし、その担い手の多くは地域のボランティアであるとともに、学習者の日本語能力の基準も、その判定方法も確立されておらず、各教室に任せられているのが現状である。

こうした中、昨年度文化庁から『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』が示されたことは評価できる。しかしながら、カリキュラム案に沿った指導を行う人材の育成、カリキュラム案の実用化の進め方及び実施時期は依然として明確になっていない。

そこで本年7月、外国人集住都市会議は関係省庁に対し、「多文化共生社会の推進に関する提言書」を提出し、日本語教育の総合的推進にあたっては、自治体の意向が反映できる仕組みとすることや、当面、日本語教室の設置運営、日本語指導者の養成、ボランティアを対象とした実践的研修の推進などに必要な予算措置を要望したところである。

これらに加え、2012年7月に改正住民基本台帳法が施行されることにより、外国人住民の転入・転出に関する制度が整備されるのを契機に、自治体に転入する外国人で日本語学習ニーズの高い者に対して日本語講習への参加を勧奨し、持続的に日本語学習を支援する必要がある。

同時に、外国人住民の日本語学習意欲を喚起し持続させるには、出入国管理行政において、日本語能力の高い外国人については、在留資格の有効期間延長や、永住権の早期取得等、効果的な優遇措置を制度化することも有効であると考える。

日本語能力が十分でない外国人従業員に対し、企業が日本語学習の機会を与えることは、企業の社会的責任と考えられるが、現状では自らが日本語教室を運営している企業は少なく、日本語学習費用の負担を企業に求めることは容易ではないが、外国人従業員に日本語学習のための時間的便宜を図ることを含め、企業に社会的責任への理解と協力を求めていく必要がある。

そもそも、外国人住民の日本語能力の不足は、日常生活の不便だけに留まらない。これらの人々を良好な就業機会から排除し、所得の改善を遅らせ、貧困を増大させるなど社会的な影響は甚大である。したがって国は、外国人住民が適切な行政サービスを受け、また納税などの義務を果たすことができるよう、日本語学習の機会を保障する法制度を確立し、多文化共生社会の実現をめざすべきである。

2 28都市の取り組み

全ての会員都市において、様々な形態により「日本語教室」が実施されている。中でも豊田市では、名古屋大学、豊田市国際交流協会、地域、企業の協力のもとに、生活者に必要な日本語習得を支援することを目的として「とよた日本語学習支援システム」を構築し、その普及に取り組んでいる。また、文化庁より示された『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』については、多くの都市において関係者を集めた研修会等を開催し、内容の周知や課題等の情報共有を行っている。

太田市、大泉町、飯田市、浜松市、掛川市、磐田市、湖西市、菊川市、豊橋市、豊田市、津市、四日市市、長浜市においては「導入教育（オリエンテーション）」を実施し、転入時や各種手続き等に訪れた外国人住民を対象に、各種制度や生活ルールについての説明等を行うとともに、日本語教室の紹介や日本語学習を支援するための情報提供を行っている。

③ 提言

(1) 日本語教育の総合的な推進体制の整備等



① 国への提言

- ・「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」については、積極的にその情報を公開するとともに、構成メンバーに外国人集住地域関係者等を加え、地方の意見が反映できる仕組みを導入する。また、日本語教育の推進体制を整備するにあたっては、予めそのスケジュールや方法を明らかにする。
- ・文化庁の『「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的カリキュラム案』に加え、例えば、とよた日本語学習支援システムによる多段階の日本語能力基準とその測定方法なども参考にし、国として、早期に日本語能力基準とその判定方法を導入する。その際、日本語学習カリキュラムについては、目的（生活・就学・就労など）や習熟度の異なる学習者を想定し、多段階での基準設定を行う。ただし、当面の措置としては、「生活者としての外国人」のカリキュラムに基づいた日本語教室指導用教材の早期開発及び地域の日本語教室への配布を行う。
- ・日本語教師及び日本語教室の運営、実務担当者であるコーディネーターの養成のための講習会を地方でも開催し、その参加者に対し広く資格を付与することで、自治体や企業などがこれら人材の任用を行えるような制度の導入をめざす。
- ・外国人集住都市など自治体や、日本語教育機関、地域のNPOの意見も反映しつつ、一定期間以上日本に滞在が予定される外国人について、日本語学習機会を保障するための総合的な法制度を検討する。

② 経済界への提言

- ・外国人を雇用する企業による日本語教育への支援を、企業の社会的責任の一つと位置づけ、企業内日本語教室の実施や日本語学習のための労働時間面の配慮などに対する社会的評価を高めることにより、外国人住民も重要な構成員とする持続可能な社会の形成に貢献する。

(2) 各種手続きの機会を捉えた日本語習得の促進



① 国への提言

- ・情報を受け取る側の外国人住民の情報リテラシーに配慮し、関係法令のみならず、様々な政府広報について、多言語化と多様な媒体の活用を促進する必要がある。こうした中で、「日本語学習・生活ハンドブック」を広範に配布し活用できるよう増刷をする。
- ・入国前の外国人に対する日本での生活情報の提供は重要であることから、今後も在外公館と連携し、積極的な情報提供を行う。特に、情報提供の内容として、外国人が長期に日本に居住する可能性を考慮し、地域における「多文化共生」を、日本の外国人受け入れの理念及び実務として説明する等、内容の拡充を行う。これに加え、法令の概要、国の権限と地方自治、外国人の権利と義務、雇用のルール、災害発生時の対応、権利侵害の場合の救済機関や日本語習得の支援等、重要な情報を外国人に提供する導入教育（オリエンテーション）を設け国の制度として位置づけ、これを地域レベルで運営し、地域に居住する外国人に受講を奨励できるようにする。

三重・滋賀・岡山プロック

「安定して働くために必要な施策」について

1 現状と課題

2008年秋に発生した世界的な経済危機は、外国人集住都市に暮らす外国人住民の雇用情勢にも大きな影響をおよぼした。更には本年3月に発生した東日本大震災により、一部で回復傾向が見られた外国人住民を取り巻く経済情勢は、製造業を中心に再度の打撃を受けることとなり、あらためて外国人住民の不安定な雇用実態が露呈した。

今や地域社会の一員であり、地域経済の担い手である外国人住民にとって、職を失うことはすなわち、地域において生活基盤を失うことである。また、その日本語能力の不足や職業資格の未取得が雇用機会を狭め、社会的排除の要因となることも少なくない。緊急経済対策として導入された日系人就労準備研修は、日本語の習得や雇用慣行などに関し学習機会を提供してきたが、その学習効果がどの程度就労に結びつくものかの検証も重要である。また、雇用形態においては正社員雇用が縮小し有期雇用が増加する傾向が続いている。今こそ、外国人が正規雇用で就労する可能性を向上させるため、その日本語能力に配慮しながら、職業訓練を強化する施策が重要となる。

一方、外国人住民の暮らしを不安定にする他の要因として、依然として、雇用保険や健康保険への未加入の問題がある。新たな問題解決への糸口として、2012年7月に外国人にも適用される改正住民基本台帳とともに、現行の外国人雇用状況届を最大限に活用し、地域における自治体とハローワークの協力のもと、効果的に無保険者を発見し加入率向上を図るべきである。

また、先般、ブラジルとの社会保障協定締結により、年金の通算措置が講じられるなど、一定の前進があったが、今後とも、年金制度が外国人住民にとってさらに加入しやすいものとなるよう改善の必要がある。

しばしば、外国人は有期雇用契約で雇用されることによって、不安定な就労と生活に追い込まれ、社会的弱者となりやすい。そこで、外国人の雇用管理を改善し、有期雇用契約の濫用を抑制し、可能な限り、雇用保険と健康保険のセーフティネットに取り込み、生活を安定させる必要がある。これらの施策により、地域において、多様な文化を背景に持つ外国人住民一人一人の個性が生かされ、かつ安定した雇用と生活が確保できる社会を実現することが望まれる。

2 28都市の取り組み

全ての会員都市において、財団法人 日本国際協力センター（JICE）による日系人就労準備研修が実施されており、多くの都市が、その会場の確保や講師の派遣について協力をしている。なかでも、飯田市は、運営に係るスタッフの支援に加え、工場見学などの仲介により、企業における多文化共生の意識啓発を積極的に行っている。

多くの会員都市がハローワークとの連携や協力体制を行っており、太田市、大垣市、美濃加茂市、浜松市、富士市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、小牧市では市庁舎内で、豊橋市、総社市においてはハローワークなどの施設内で「ワンストップサービス」を実施している。

上田市では「上田市多文化共生推進協会」、豊橋市では「豊橋市多文化共生推進協議会」、豊田市では「豊田市多文化共生推進協会」へハローワークにも参画してもらい、多文化共生の中でハローワークが果たす役割についてなどの協議を行っている。

浜松市では企業や地域経済団体、行政関係機関が連携して、外国人の就労支援に取り組むことをめざして「外国人就労関係研修会」を開催し、情報交換や協議を行っている。

四日市市では「日系人就業支援連絡会議」（ハローワーク四日市主催）に参加し、ハローワーク職員と共に、外国人を雇用する企業を訪問し、適正雇用の啓発や情報交換等を行っている。

また、総社市では、本年から「倉敷中央公共職業安定所総社出張所（ハローワーク総社）」と協働した「就労支援ルーム」をハローワーク内に設置した。自立支援推進員や通訳（ボルトガル語）等による「就労支援チーム」が、就労支援の必要な日系外国人住民に対し、履歴書等の作成指導、個別求人開拓、同行紹介、生活相談、カウンセリング等を一体的に実施し、早期再就職による経済的自立に向けた取り組みを開始したところである。

③ 提言



（1）仕事に必要な日本語の習得などを図る職業訓練等

① 国への提言

- ・ 日系人就労準備研修については、単年度ごとの予算措置による緊急経済対策から、雇用対策法または雇用保険法の雇用安定事業に基づく恒久的な雇用対策事業に改める。これに伴い、研修内容を見直し、就労に必要な日本語能力を多角的に評価し、外国人の就労を促進する。

また、実施にあたっては各地域の実情に合った講座内容で開催し、効果的な研修を行うため、地域の日本語教室等と連携を図る。

- ・ 外国人が日本語能力を有しないことを理由に、雇用の場から排除されることを防止するため、職業訓練にあたっては、ニーズの高い分野を中心に通訳を配置し、外国語による技能資格の受験機会の拡大を支援する。

② 県への提言

- ・ 国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の受講や、外国語による技能資格試験の受験を促進する。

③ 経済界への提言

- ・ 企業においては、地域に居住する外国人に職業訓練の機会を与えて、その資格取得を支援するとともに、資格取得後の雇用を確保する。また、関係する業界団体は、職業訓練の実施にあたり、通訳の確保や外国語による受験機会の拡充のため、実施機関を支援する。



（2）ハローワークにおける多言語での職業相談

① 国への提言

- ・ 外国人集住地域を管轄するハローワークには、専門性の高い通訳・相談員を配置する他、外国人求職者に適した求人の選別や端末の多言語化など外国人に使いやすい職業紹介システムを構築する。

- ・ハローワークと地方自治体による外国人求職者支援を効果的に実施するため、外国人集住都市会議の意見も聞きながら、国と地方自治体の協働のための法制度の検討を行い、早急に複合的支援を可能にする制度整備を行う。

(3) 外国人の就労の適正化



① 国への提言

- ・契約の途中における解雇や契約更新の停止をはじめとする有期雇用契約の濫用を抑制するため、法制度の見直しを急ぐとともに、解雇又は雇い止めされた労働者の支援のため、雇用保険未加入者に対する失業給付の柔軟な適用を推進する。
- ・外国人雇用管理アドバイザーを活用して外国人労働者の労使問題等の解決に取り組み、その好事例を紹介する等、活用を促進する。

② 経済界への提言

- ・企業に対し、短期間の有期雇用契約を反復することによる、社会保険の適用回避等の有期雇用契約の濫用を防止するのみならず、契約期間を延長して外国人の雇用と生活の安定に配慮するように啓発を行う。

(4) 事業主に対する指導・相談援助・産業界との意見交換等



① 国への提言

- ・外国人雇用対策の立案にあたり、産業界や労働界のみならず、外国人集住都市会議をはじめとする自治体の意見を反映させるとともに、政策決定の経緯について、積極的な情報公開を行う。
- ・雇用対策法に基づく企業に対する雇用管理指導について、その状況を情報開示するとともに、経営状態が悪化した場合、日本人のみならず外国人についても雇用維持の努力がなされるよう助成制度の活用を促進する。また、優良企業に対しては、認証制度を導入する等、雇用管理の改善を積極的に支援する。

② 経済界への提言

- ・組織の社会的責任に関する国際的な標準をふまえ、企業が積極的に社会的責任を遂行する観点から、外国人の雇用・労働条件及び雇用・社会保険加入等について、地域の業界団体として、自主点検の実施等の取り組みを推進する。

(5) 日・ブラジル社会保障協定について



① 国への提言

- ・ブラジルとの二カ国間協定が広く周知されるよう、一層の啓発を行う。また、今後とも、年金制度が外国人住民にとってさらに加入しやすいものとなるよう、年金の最低加入期間の短縮等更なる改善を図る他、中国等アジア諸国やペルー等の南米諸国とも協定締結を進める。

長野・岐阜・愛知ブロック

「子どもを大切に育てていくために必要な施策」について

1 現状と課題

公立学校に在籍する外国人児童生徒の現状

文部科学省の調査（「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成22年度）」）によると、2010年9月1日現在、公立小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、28,511人について日本語指導が必要とされている。これを前回の調査（2008年9月1日現在）と比較すると若干減少しているが、10年前に比較すると、約1.5倍となっており、多くの子どもが日本語指導を必要としている状況である。

こうした子ども及びその保護者については、日本語の指導だけでなく母語での対応や、その文化や習慣を理解した上で日本の学校制度への適応を促すことが必要である。

子どもの母語別では、ポルトガル語、中国語、フィリピノ語及びスペイン語が全体の8割を占めている。前回の調査との比較では、ポルトガル語、スペイン語が減少する一方、中国語、フィリピノ語が増加しており、南米系以外の子どもの言語への対応も迫られている。

また、小学生は減少しているが、中学生、高校生は増加している。彼らが、今後、日本で安定的に暮らし、未来を切り拓いていくためには高等学校への進学が重要な意味を持つ。このため、進路に関する情報提供や、進学に必要な学力が身につけられるよう支援すること、更に、高等学校での受け入れ体制の充実が求められている。

なお、日本語能力について、日本に長く在住し生活言語としての日本語を習得している場合であっても、学習言語としては身についておらず、授業が理解できていない例があることが学校現場から報告されている。

この他、義務教育年齢を超えての来日や、中学校を途中で退学したりしている子どもが少なからずいる。彼らの中には高等学校への進学等を希望している者もあり、その支援も課題である。

外国人学校と不況の影響

2008年のリーマンショックに端を発する経済危機により雇用情勢が悪化し、多くの外国人労働者が職を失うこととなった。このため、保護者が外国人学校の学費を支払えなくなり、多くの子どもが外国人学校を退学せざるを得ない状況が発生した。

文部科学省が、2009年にブラジル人学校等を対象に実施した調査では、2008年12月1日から2009年2月2日の間に、在籍者の34.9%が減少したとされている。減少理由は、本国に帰国（42.0%）が最も多いが、不就学・自宅待機（34.8%）が次に多い状態であった。

また、公立小中学校へ転入した子どもも少なからずいた（9.3%）。彼らの中にはその後本国に帰国した者もいるが、そのまま日本の学校に在籍し家族とともに日本に留まる選択をしている者も多いと思われる。

虹の架け橋教室の実施

文部科学省は2009年度の補正予算により国際移住機関（IOM）に基金を拠出し、主に不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもを対象に日本語指導等を行う「定住外国人の子どもの就学支援事業」（虹の架け橋教室事業）を開始した。

同事業は、事業開始後、不就学・自宅待機以外の子どもも在籍を認められる等の見直しが図られており、こうした対応は、各地域における外国人の子どもをめぐる課題に即した対応として、大いに評価するところである。

不就学について

外国人の子どもの教育に関する大きな問題として、不就学の問題がある。外国人には子どもを就学させる義務が課されていないことから、保護者の考え方や状況によっては、子どもが不就学となったり、継続した教育を受けていなかつたりする場合がある。

現在、各地域においては、虹の架け橋教室事業の効果等もあり、不就学の子どもが多数存在する状況には無いと思われる。しかし、来年3月以降、2009年度に実施された「日系人離職者に対する帰国支援事業」によって帰国した外国人が再来日した場合、厳しい雇用状況下では、その子どもが不就学・自宅待機となることが危惧される。

2 28 都市の取り組み

公立小中学校における取り組みについて

全都市で日本語指導教員及び児童生徒の母語を話す支援員等を配置、日本の学校で初めて学ぶ子どもを対象とした初期指導教室（プレクラス）は、18都市で実施されている。

また、小学校へ入学する前の子どもを対象としたプレスクール事業は、10都市で実施されている。同事業については、愛知県がモデル事業の実施やマニュアル作成を通じて普及を図っている。

この他、日本語指導方法の研究や、リライト教材等の独自教材の開発に取り組んでいる都市もある。

不況に対する緊急施策の実施

岐阜県下の都市では、2009年1月から緊急施策として、ブラジル政府の認可を受けている外国人学校に通学する児童生徒について、保護者が失職している場合、岐阜県市町村振興補助金を活用し、その授業料の一部を支援した。この施策については、美濃加茂市、可児市は2010年3月まで、大垣市では、現在も継続実施している。

虹の架け橋教室の実施

虹の架け橋教室は、外国人集住都市会議の都市内では、17都市で実施された。このうち、美濃加茂市教育委員会においては、不就学調査により把握した子どもが公立小中学校へ円滑に転入できるよう初期指導教室として実施されている。鈴鹿市教育委員会では、長期欠席や不登校の子どもへの対応も含めて実施されている。

また、外国人学校やNPO団体、地域の国際交流協会が実施主体となった事例も多くあるが、その取り組みの中では、事業開始当初、主な対象者として想定されていた南米系の不就学・自宅待機の子ども以外にも、フィリピンや中国の子ども、更に、就学前や義務教育年齢を超えた子どもへの指導が行われている事例もある。

不就学について

各都市では、母語による就学案内や就学ガイダンスを実施する等の取り組みが行われている他、就学状況の調査等を実施している。また、必要に応じ、校区の学校等から家庭訪問をする等の対応を行っている。

2 提言

(1) 公立小中学校における日本語教育への支援について（関連項目①a～i）



学校現場における日本語教育の充実を図るため、この計画に位置付けられている内容を着実に実施する。特に、次の施策を重点的に推進する。

- ①子どもへの日本語指導並びに学校と生徒・保護者をつなぐ存在として、母語を話す支援員の存在はたいへん重要であるため、支援員の育成やその雇用に係る費用への支援をする。なお、「学校・家庭・地域の連携推進事業」の中の「帰国・外国人児童生徒受け入れ促進事業」については、人件費に充てることが認められていないが、事業の推進にあたっては人件費の占める割合が高いため、この部分の費用も含めた助成を拡充する。(①b)
- ②日本語指導について、各地域が取り組んでいる事例の情報提供だけでなく、指導の方法やリライト教材をはじめとする教材について、効果が高いと考えられる事例に関しては、国においてその研究を進め、全国的な取り組みとなるよう率先して推進する。(①d)
- ③初期指導(プレクラス)や日本語指導を行うための教員について十分な配置が行えるよう、外国人児童生徒の教育に関わる教員の定数措置を拡充する。(①g)

(2) 中学卒業程度認定試験について（関連項目① Ⅰ）



外国人の子どもが受験しやすくなるよう、「漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する」ことや、日本語能力検定試験で一定以上の能力が認められる者に対する国語の科目免除が行動計画に記載されている。これについては、既に平成23年度の試験から実施されており、迅速な対応がなされたことは、高く評価される。

ただし、同試験は、現在年1回の実施となっているが、これは一度の失敗が高校進学を確実に一年遅らせることになり、既に義務教育年齢を超えた子どもにとっては大きな影響がある。高校卒業程度認定試験同様、一年の間に複数回受験できるように、更に改善する。

(3) 虹の架け橋教室事業の来年度以降の継続について（関連項目②d）



虹の架け橋教室事業については、「事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として平成24年度以降も同事業を継続することを検討する。」とされている。

同事業において行われた取り組みは、外国人の子どもをめぐる課題への対応としてたいへん有意義であり、今後も事業が継続されることを望むところである。ただし、不況に伴う一時的な対応としてではなく、今後、外国人の子どもの教育への取り組みを効果的に進められるよう、不就学対策を核としつつ、各地域が抱える課題に応じ、対象とする外国人の子どもの範囲や事業内容を柔軟に決定できる交付金とする等の見直しを図る。

(4) 不就学防止への取り組みについて（関連項目①m、②d）



行動計画では、不就学防止に関する内容として、在留期間更新等の際に就学に関するリーフレットを配布することや、虹の架け橋教室の継続実施の検討が盛り込まれている。

日本に暮らす全ての子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、この他、あらゆる機会を通して、外国人に対し子どもの就学を働きかけていくとともに、将来的に子どもの就学を義務とすることについての検討を行う。

群馬・静岡ブロック

「社会の中で困ったときのために必要な施策」について

1 現状と課題

外国人住民が「生活者」として地域で安心・安全な暮らしを営んでいくためには、正しい情報を得ることが最も基本的な要件である。特に災害時等、緊急時の生命に関わる重要な場面においては、自治体の枠や国籍を超えて助け合うための迅速かつ確実な情報伝達は必要不可欠であり、喫緊に取り組まねばならない課題と言える。

日本で長年住んでいても日本語が十分でなく、特に読み書きの能力を有しないまま生活している外国人が少なくない中、3月11日に東日本大震災が発生した。外国人が多く住む自治体では地震そのものの情報はもとより、余震の注意や計画停電、福島第一原子力発電所の事故に関する周知に苦慮した。

国においては、ツイッターやフェイスブック等のソーシャルメディアを活用した情報提供が始まられており、特に地震及び原発関係の情報を日本語に加えて英語により配信しているところも一部あることは、事態に即応した取り組みであると言えるが、それぞれの関係省庁においてポルトガル語ややさしい日本語を含めた多言語対応が望まれる。安否確認や伝言ダイヤル、緊急地震速報等についても同様に、日本に滞在する外国人に配慮したシステムを早急に構築するべきである。

また、昨今の経済危機を背景とした雇用状況の悪化や地震・原発事故の影響により、外国人登録者は減少に転じているが、一方で日本での生活を続けることを選択している人も多い。長期滞在化、高齢化が進展している中で、定住外国人を取り巻く課題は、依然として山積しているのが現状である。

特に、生活環境の安定に欠かせない社会保険については加入率が低く、在留外国人自身が健康リスクに晒されるとともに、必要に迫られてから国民健康保険への加入を希望する人も多く、算出方法や遡及賦課等の賦課方法のわかりにくさから、そのまま滞納者に陥る例が少なくない。現行制度の複雑な仕組みを整理・改正するとともに、制度や納付について十分に理解してもらうための措置が急がれる。

2 28都市の取り組み

- ・ 外国人集住都市会議における災害時応援協定の締結（28都市）
- ・ 外国人を対象とした防災訓練の実施（20都市）
- ・ 多言語による避難所マップ、ハザードマップの作成（21都市）
- ・ 関係団体等と連携した多言語情報の提供（28都市）
- ・ 登録した人の携帯電話等に緊急情報、気象情報や行政に関する情報等を外国語の電子メールで配信するサービスの実施（上田市、美濃加茂市、可児市、浜松市、磐田市、湖西市、豊橋市、亀山市、長浜市、湖南市）
- ・ 母国語で情報を伝えるパイプ役の登録と育成等（大泉町、掛川市、菊川市）
- ・ 税や保険について多言語での資料作成、または説明の実施（26都市）

3 提言

(1) 多言語（やさしい日本語を含む、以下同様）による情報提供について



① 国への提言

- ・全国共通の基本的な制度や行政サービスに関する情報は、効率面、情報の正確性、伝達の迅速性の面からも、政府の責任で多言語化を推進する。
特に、在留管理制度の改正及び新たな住民基本台帳制度については、外国人はもとより国内外に広くかつ確実に情報を伝える等、周知徹底を図る。
- ・多言語情報が、迅速かつ効果的に伝えられる方法、仕組み等を確立し、実行する。
- ・日本で生活する上での各情報等について、少数言語も含めた多言語対応の窓口を国において設置する。また、自治体への通訳の配置を支援するために財政的支援を行う。

② 県への提言

- ・国や関係機関と連携して、市町村による多言語情報の発信を支援する。
- ・市町村に配置された通訳の資質・能力を向上するための研修を実施する。

(2) 災害時の多言語による情報提供等、防災施策の推進について



① 国への提言

災害時に、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話、電光掲示板等、あらゆる効果的な媒体を活用し、外国人住民に遅滞なく重要な情報が伝えられるよう、すでにとりまとめられた以下の対策を始めとして、早急に体制を整備する。

- ・「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月）に示されたように、外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実等、各種広報媒体による周知を行う。
- ・同行動計画に示されたように、地方自治体に対し日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を行うとともに、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」（2007年3月）に示された自治体の防災ネットワークづくりの取り組みを支援するための措置を取る。特に、福島第一及び第二原子力発電所や、他地域の原子力発電所の稼動状況等、放射能に関する事柄は、多言語により迅速かつ正確な情報提供を積極的に行う。
- ・「被災地等における安全・安心の確保対策」（2011年5月）に基づき、在日外国人への支援を行うため、地震に関する情報を多言語で提供する。
- ・災害時における各国の在日大使館、領事館の自国民への対応について、地方自治体に情報提供する。
- ・災害時伝言ダイヤルの多言語活用化のシステム構築を、関係機関に指導する。
- ・緊急時の情報周知について、迅速かつ正確に対応するためのシステム構築（テレビ画面に多言語の緊急速報を流す等）について、関係機関に強く指導する。

② 県への提言

- ・国や関係機関と連携して、市町村による外国人住民のための防災施策を支援する。
- ・国や関係機関と連携して、災害時に外国人住民のための多言語による情報を迅速かつ正確に提供する。



(3) 税・社会保険制度の見直しについて

① 国への提言

- ・個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収等、外国人ばかりでなく誰にでもわかりやすい税制度を検討する。
- ・税制度や社会保険制度を正しく理解してもらうために、税務署等に通訳を配置するとともに、地方自治体における税制度の説明や納税相談の通訳対応等の支援を行う。
- ・日本の国民健康保険を含めた社会保険制度や、税制度のしくみ等の説明について、外国人に理解してもらえるよう多言語による情報を提供するとともに、効果的な周知を図る。
- ・社会保険未加入者をつくらないため、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」に基づき、外国人雇用状況の届出の提出を厳格化するとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」を厳守するよう、徹底した指導を求める。
- ・厚生労働省実施の外国人の社会保険加入状況の実態調査結果とその効果を早期に公表し、加入促進を図る。
- ・納税義務の履行の確保を図るためにも、在留資格の更新時等において地方税を含めた完納状況を確認する等、未払い防止対策を推進するとともに公平な納税意識の高揚を図る。

群馬・静岡ブロック

「推進体制ほか必要な施策」について

1 現状と課題

1990 年の入管法改正により、南米日系人をはじめとする外国人居住者が急増した。これらの外国人が集住する自治体においては、外国人を取り巻く様々な課題が顕在化する中で猶予のない対応を迫られ、日本語教育、住宅、防災、子どもの教育、保健・福祉・医療等、多岐に渡る在住外国人施策について自ら積極的に取り組んできた。

また、外国人を取り巻く課題に対し、個々の自治体での解決は困難であることから、南米日系人を中心とした外国人が多数居住し同様な課題を抱える都市が集まり「外国人集住都市会議」を設立し、課題解決に向けて連携して取り組んでいるところである。

外国人住民に関わる諸問題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障制度等は法律や制度に起因するものであり、自治体で対応できることは限定的であるため、これまで、外国人集住都市会議では、国に対し制度の充実や体制の整備を積極的に働きかけてきた。

その結果、国において住民基本台帳法の一部を改正する法律の公布、内閣府への定住外国人施策推進室の設置等をはじめとして、昨年度には「日系定住外国人施策に関する基本指針及び行動計画」が示されたことは、一定の評価をするものである。

しかしながら、「外国人集住都市会議おおた 2009 緊急提言」において、すべての外国人施策の基礎となる国としての明確な「外国人受け入れに関する方針」を定めるように提言したが、未だ策定されていないことからこの速やかな策定を求める。更に「行動計画」においても、各省庁の取り組みの整理という域を出ていないことから、省庁を横断して総合的・一元的に政策を企画立案する組織の創設を強く求める。

2 国への提言

- 1 外国人施策の基礎となる「外国人の受け入れに関する方針」の明確な策定
- 2 外国人に関する施策を総合的に企画・立案・実施する（仮称）外国人庁の創設



資料編

第 I 部資料 P18 ~ 25

第 II 部資料 P26 ~ 47

群馬・静岡ブロックテーマ

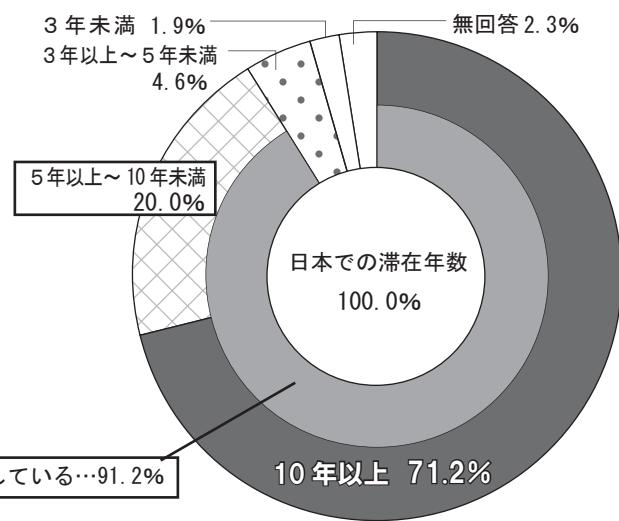
「多文化共生社会における防災のあり方～災害弱者をつくらないために～」

(大泉町実施の東日本大震災に関する（南米系）外国人へのアンケート調査結果より抜粋)

- 調査期間 平成23年8月12日～8月31日（20日間）
- 調査対象者 大泉町内在住・在勤をはじめとする南米系外国人
- 調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
- サンプル数 調査協力者 260人

1 日本での滞在年数

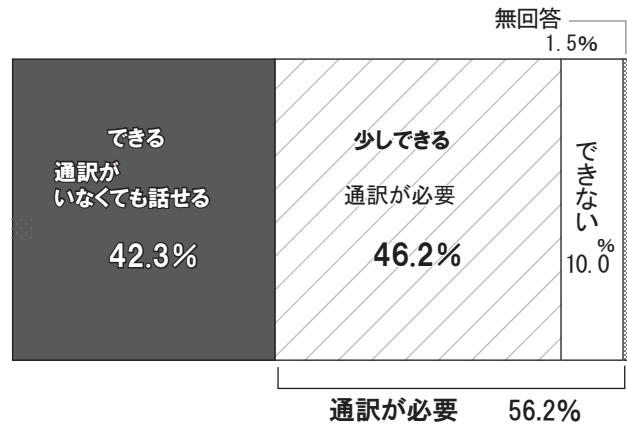
	人	%
3年未満	5	1.9
3年以上～5年未満	12	4.6
5年以上～10年未満	52	20.0
10年以上	185	71.2
無回答	6	2.3
計	260	100.0



2 日本語について

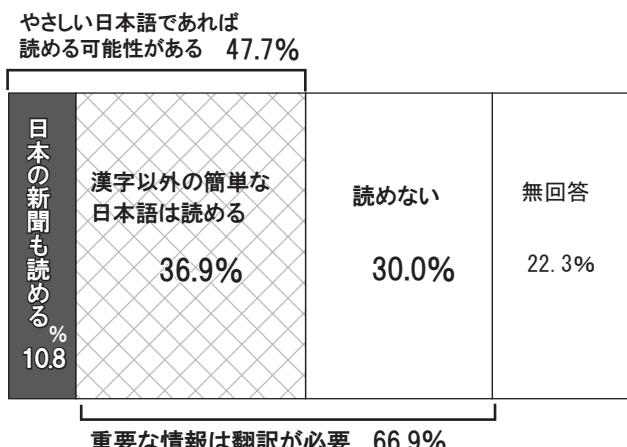
日本語での会話はできる？

	人	%
できる（通訳がいなくても話せる）	110	42.3
少しできる（通訳が必要）	120	46.2
できない	26	10.0
無回答	4	1.5
計	260	100.0

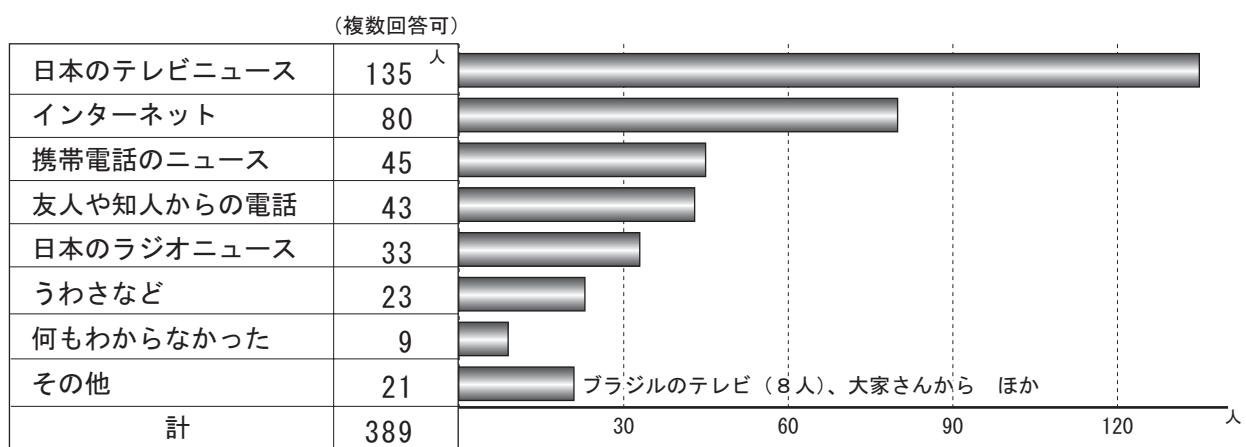


日本語の読み書きはできる？

	人	%
日本の新聞も読める	28	10.8
漢字以外の簡単な日本語は読める	96	36.9
読みない	78	30.0
無回答	58	22.3
計	260	100.0

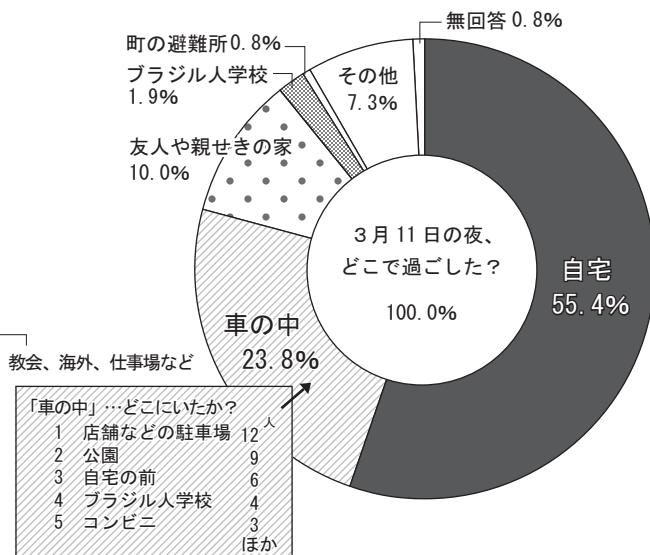


3 3月11日の地震に関して、何で情報を得た？（地震直後）



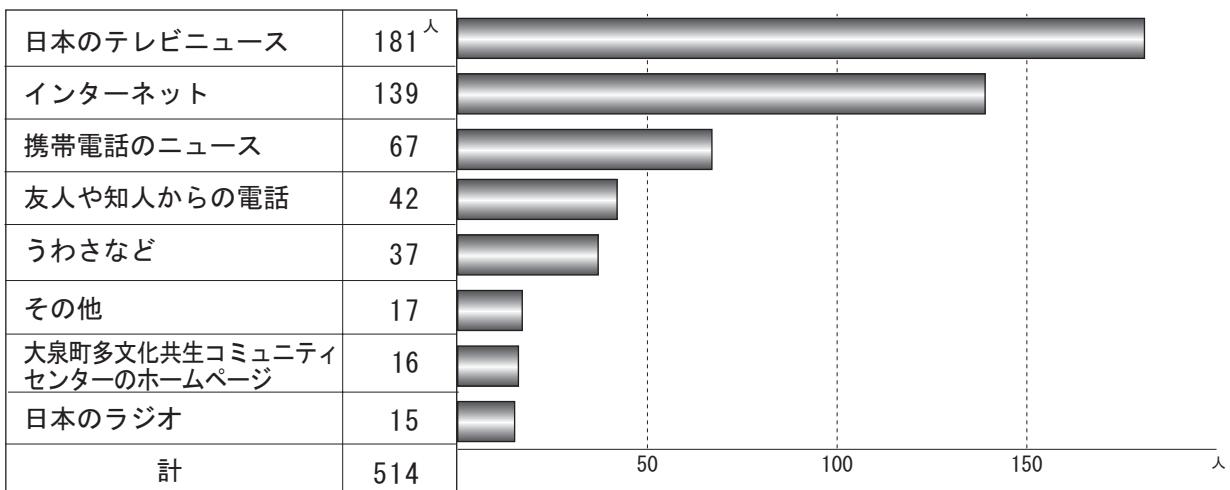
4 3月11日の夜、どこで過ごした？

自宅	144 人	55.4 %
車の中	62	23.8
友人や親せきの家	26	10.0
ブラジル人学校	5	1.9
町の避難所（体育館など）	2	0.8
その他	19	7.3
無回答	2	0.8
計	260	100.0



5 現在、地震に関する情報は何で得ている？

(3つを選択)



6 被災地や被災者のために、何を実行した？

(複数回答可)

260人中に占める割合

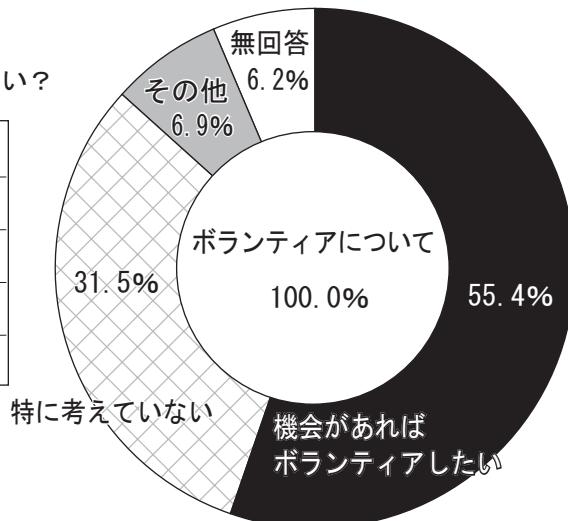
		実行した	実施していない
義捐金	118人	45.4%	
救援物資の提供	108	41.5%	
ボランティアをした	9	3.5%	
その他	12	4.6% (祈った…6人ほか)	
特になし	50	19.2%	
計	297		

7 これから被災地や被災者のためにボランティアをしてみたい？

機会があればボランティアしたい	144人	55.4%
特に考えていない	82	31.5
その他	18	6.9
無回答	16	6.2
計	260	100.0

「その他」回答者

時間がない、経済的に不可能、子どもがいるためほか

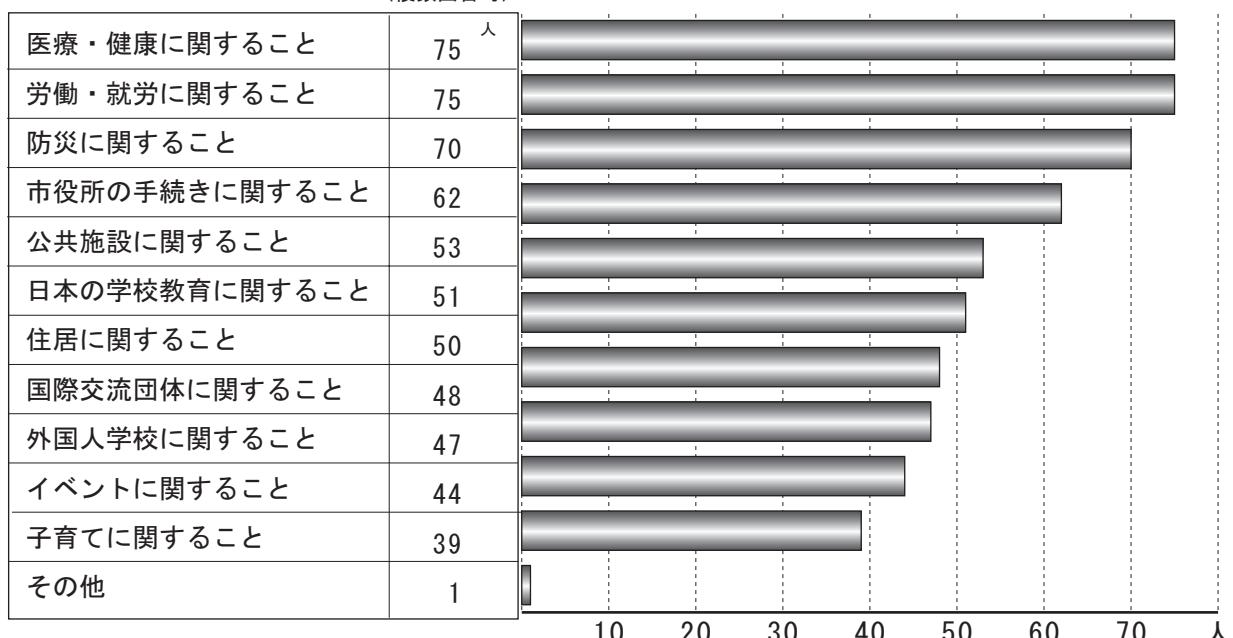


(磐田市実施の「磐田市外国人市民生活実態調査」結果より抜粋)

■調査期間 平成23年6月～8月
 ■調査対象者 磐田市内在住の外国人（定住者）
 ■調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
 ■サンプル数 調査協力者 100人

● 生活していくうえで、どのような情報が必要？

(複数回答可)



外国人集住都市会議災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(担当窓口)

第2条 この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

2 担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援
- (2) 外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等
- (3) 報道機関、大使館等に関する連絡調整
- (4) 前3号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、第9条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

(情報の共有)

第7条 会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

(雑則)

第10条 外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成22年11月8日

群馬県	伊勢崎市
	太田市
	大泉町
長野県	上田市
	飯田市
岐阜県	大垣市
	美濃加茂市

外国人集住都市会議災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、外国人集住都市会議災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第3条各号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費等の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援の要請を受けた会員都市（以下「応援都市」という。）の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において、被災都市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援都市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費等については、被災都市と応援都市との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援都市の首長名による請求書（関係書類添付）により、担当窓口を経由して被災都市の長に宛てて行うものとする。

(準用)

第4条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費等の負担及び経費の請求については、前2条の規定を準用する。

(職員の派遣)

第5条 協定第3条第2号に規定する職員（以下「派遣職員」という。）は、原則として正規職員とするが、応援都市各自の判断により決定できるものとする。

(派遣職員の指揮)

第6条 派遣職員は、原則として被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第8条 この実施細目は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

平成22年11月8日

群馬県	伊勢崎市
	太田市
	大泉町
長野県	上田市
	飯田市
岐阜県	大垣市
	美濃加茂市
静岡県	可児市
	浜松市
	富士市
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	菊川市
愛知県	豊橋市
	豊田市
	小牧市
	知立市
三重県	津市
	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	伊賀市
滋賀県	長浜市
	甲賀市
	湖南市
岡山県	総社市

三重・滋賀・岡山ブロック「行動計画」に関する資料

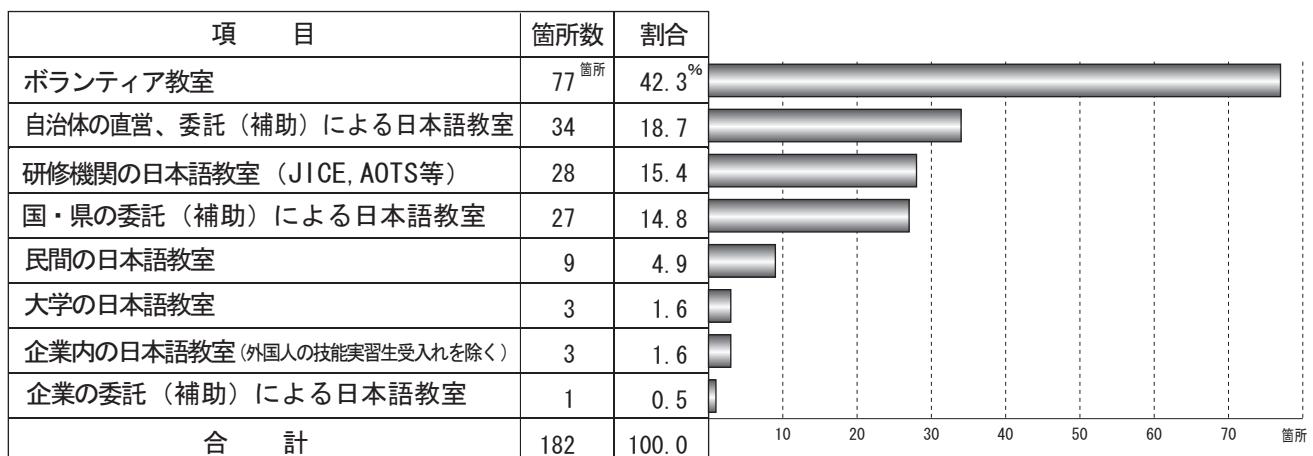
■「日系定住外国人施策に関する行動計画」の検証に係る調査（抜粋）

内閣府が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の検証にあたり、当ブロックが担当する「日本語で生活できるための施策」及び「安定して働くための施策」について、各自治体の現状と課題を明確にし、より実効性の高い計画となるための検証を行うため、調査を実施した。

調査概要

- ・外国人集住都市会議会員 28 都市で実施及びその都市がある県
- ・基準日は平成 23 年（2011 年）4 月 1 日とする。

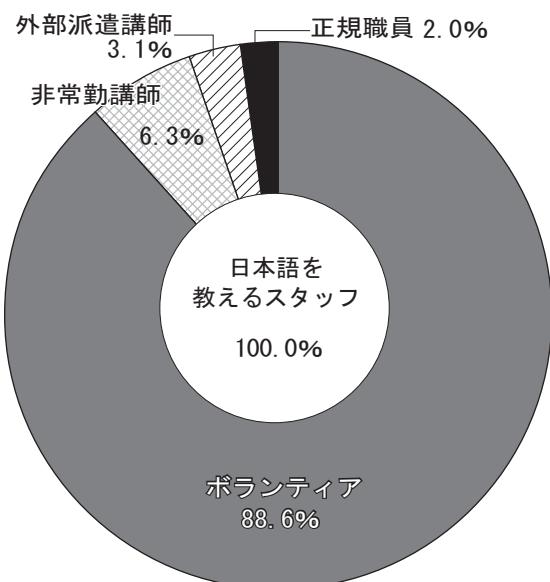
1. 日本語教室の運営形態



有効回答 182 箇所の運営形態は、「ボランティア教室」77 箇所（42.3%）で最も多く、次いで「自治体の直営、委託（補助）による日本語教室」34 箇所（18.7%）、「研修機関の日本語教室（JICE, AOTS 等）」28 箇所であった。

2. 日本語を教えるスタッフ

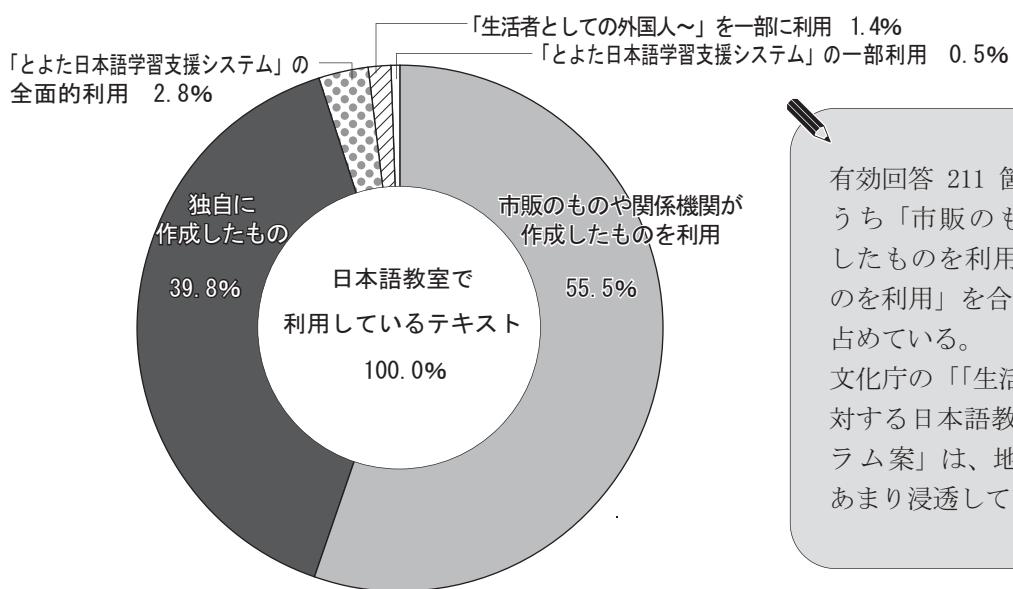
項目	人数	割合
ボランティア	1,495 人	88.6 %
非常勤講師	107	6.3
外部派遣講師	52	3.1
正規職員	33	2.0
合 計	1,687	100.0



有効回答 182 箇所の日本語教室のうち、日本語を教えるスタッフは「ボランティア」が 88.6% で最も多く、2009 年度に行った同様の調査においても「ボランティア」が最も多く、依然として日本語教室の多くはボランティアにより支えられていることがうかがえる。

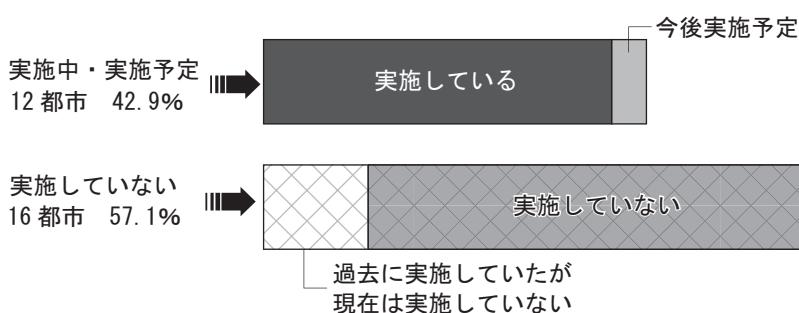
3. 日本語教室で利用しているテキスト

項目	箇所数	割合
市販のものや関係機関が作成したものを利用	箇所 117	% 55.5
独自に作成したものを利用	84	39.8
「とよた日本語学習支援システム」の全面的利用	6	2.8
「生活者としての外国人に対する日本語教育標準的なカリキュラム案」を一部に利用	3	1.4
「とよた日本語学習支援システム」の一部利用	1	0.5
「生活者としての外国人に対する日本語教育標準的なカリキュラム案」を全面的に利用	0	0.0
合 計	211	100.0



4. 「導入教育（オリエンテーション）」の実施状況

項目	都市数	割合
実施している	都市 11	% 39.3
今後において実施する予定	1	3.6
過去に実施していたが、現在は実施していない	3	10.7
実施していない	13	46.4
合 計	28	100.0



有効回答 211 箇所（複数回答あり）のうち「市販のものや関係機関が作成したものを利用」、「独自に作成したものを利用」を合わせて、全体の 95% を占めている。文化庁の「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」は、地域の日本語教室にはあまり浸透していない。

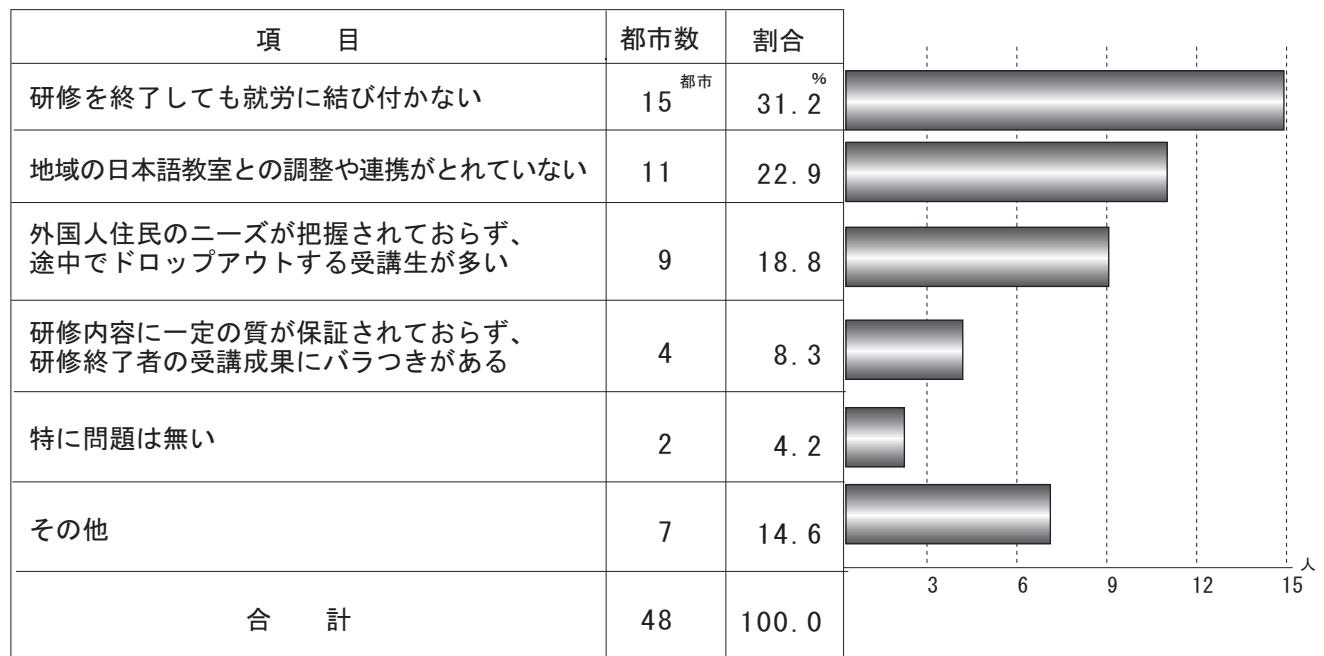
現在、オリエンテーションを実施している都市は 11 都市であるが、前回（2010 年）の調査では 17 都市と大幅に減少している。

5. 「日系人就労準備研修」に係る各都市の協力体制



全ての会員都市において「日系人就労準備研修」を実施しており、多くの都市では運営スタッフや講師の派遣、会場の確保に対し便宜を図る等の協力をを行っている。

6. 「日系人就労準備研修」に関する問題点



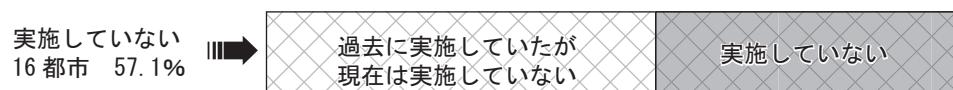
日系人就労準備研修については、多くの都市が「研修を修了しても就労に結び付かない」「地域の日本語教室との調整や連携がとれていない」「外国人住民のニーズが把握されておらず、途中でドロップアウトする受講生が多い」等の問題があると感じている。

7. 就業支援に関するワンストップサービスの実施状況について

項目	都市数	割合
行っている	12 都市	42.9 %
今後行う予定である	0	0.0
以前は行っていたが、今は行っていない	9	32.1
行っていない	7	25.0
合 計	28	100.0

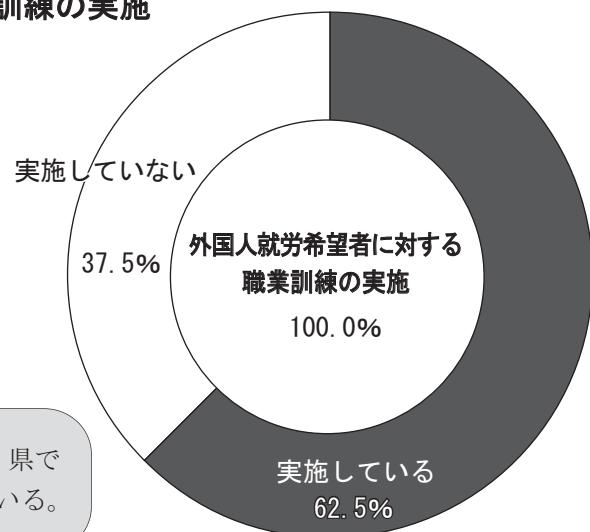


就業支援に関するワンストップサービスについては、以前は7割以上の都市で実施していたが、現在は4割程度に減っている。



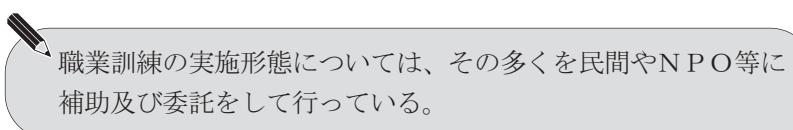
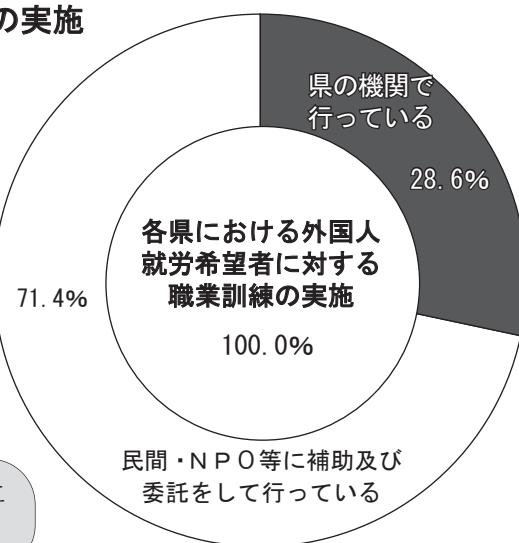
8. 各県における外国人就労希望者に対する職業訓練の実施

項目	都市数	割合
実施している	5 都市	62.5 %
今後実施予定である	0	0.0
実施していない	3	37.5
合 計	8	100.0



9. 各県における外国人就労希望者に対する職業訓練の実施

項目	都市数	割合
国の機関に委託している	0 都市	0.0 %
県の機関で行っている	2	28.6
民間・NPO等に補助及び委託をして行っている	5	71.4
合 計	7	100.0

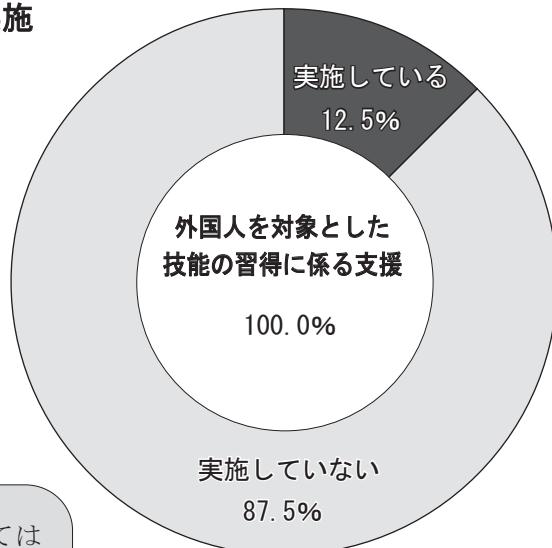


10. 職業訓練の職種と対応言語

職種	実施県・対応言語
機械加工、コンピューターに関する技術・技能	静岡県：ポルトガル語
ホームヘルパー	愛知県：ポルトガル語、三重県：日本語で指導
タイル貼り	愛知県：ポルトガル語
フォークリフト等	岐阜県：ポルトガル語、三重県：ポルトガル語
溶接、板金加工	三重県：ポルトガル語、スペイン語
就職力 スキルアップ	滋賀県：ポルトガル語

11. 外国人を対象とした技能の習得に係る支援の実施

項目	都市数	割合
実施している	1 都市	12.5%
今後実施予定である	0	0.0
実施していない	7	87.5
合計	8	100.0



外国人住民を対象とした技能の取得に係る支援については
8県中1県（三重県）のみが実施している。

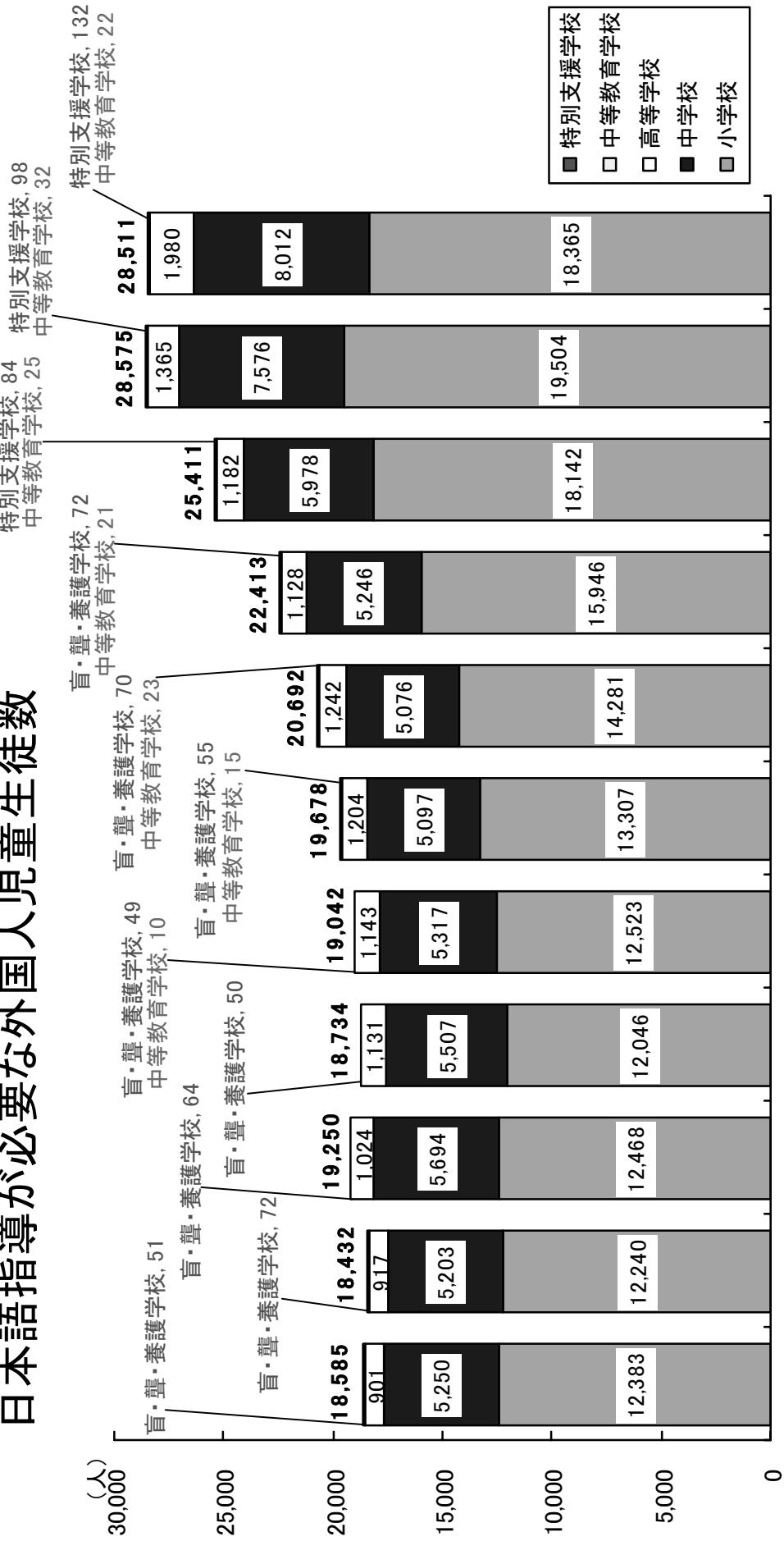
12. 技能習得を支援する職種とその内容

職種（実施県）	内 容	条件 等
医師、看護師、准看護師（三重県）	奨学金の支給	学業終了後は、三重県内の医療機関において、 奨学金の受給年数に1年を加えた期間以上勤務 する意思があること 等

壇野・岐阜・愛知ブロック「行動計画」に関する資料

初等中等教育局国際教育課

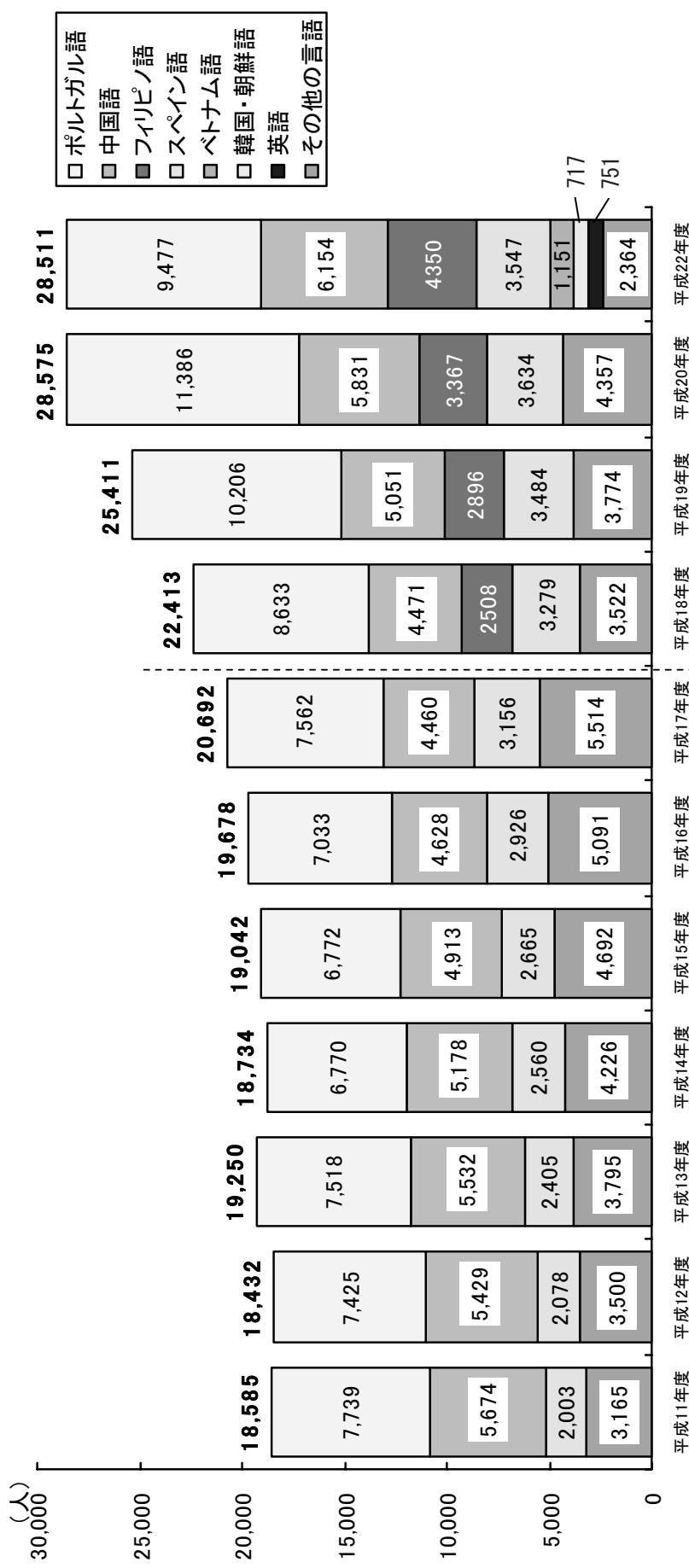
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成22年度）」文部科学省

日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況



※表示する言語については、当初のポルトガル語・中国語・スペイン語に、
平成18年度調査分よりフィリピン語を加え、平成22年度調査分より
さらに韓国・朝鮮語、ベトナム語、英語を加えて表してある。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成22年度）」文部科学省

表1 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況

		(児童・生徒数：人、学校数：校)																	
		小学校	中学校	高等学校	生徒数	学校数	生徒数	学校数	中等教育学校	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	特別支援学校	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	合計
日本語指導が必要な外国人児童生徒数：①	(19,504) (3,791) (7,576) (2,028) (1,365) (342) (32) (2) (98) (49) (28,575) (6,212)																		
うち、日本語指導を受けている児童生徒数：②	(18,365) (3,831) (8,012) (2,157) (1,980) (367) (22) (1) (132) (67) (28,511) (6,423)																		
うち、海外から帰国した児童生徒数：④	(16,992) (3,220) (6,161) (1,653) (1,048) (240) (29) (1) (20) (15) (24,250) (5,129)																		
構成比 (②／① × 100) [%]	(15,483) (3,296) (6,392) (1,753) (1,498) (268) (22) (1) (53) (27) (23,448) (5,345)																		
日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒数③	(87.1) (84.9) (81.3) (81.5) (76.8) (70.2) (90.6) (50.0) (20.4) (30.6) (84.9) (82.6)																		
うち、海外から帰国した児童生徒数：④	(84.3) (86.0) (79.8) (81.3) (75.7) (73.0) (100.0) (100.0) (40.2) (40.3) (82.2) (83.2)																		
構成比 (④／③ × 100) [%]	(3,593) (1,422) (1,072) (497) (197) (101) (16) (2) (2) (17) (14) (4,895) (2,036)																		
うち、海外から帰国した児童生徒数：④	(3,956) (1,601) (1,257) (582) (244) (120) (13) (1) (26) (15) (5,496) (2,319)																		
構成比 (④／③ × 100) [%]	(1,303) (723) (479) (271) (95) (55) (16) (2) (5) (5) (1,898) (1,056)																		
うち、海外から帰国した児童生徒数：④	(1,393) (827) (578) (313) (106) (66) (10) (1) (6) (6) (2,093) (1,213)																		

※ ()内の数値は、平成20年9月1日現在である。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成22年度)」文部科学省

表4 日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況

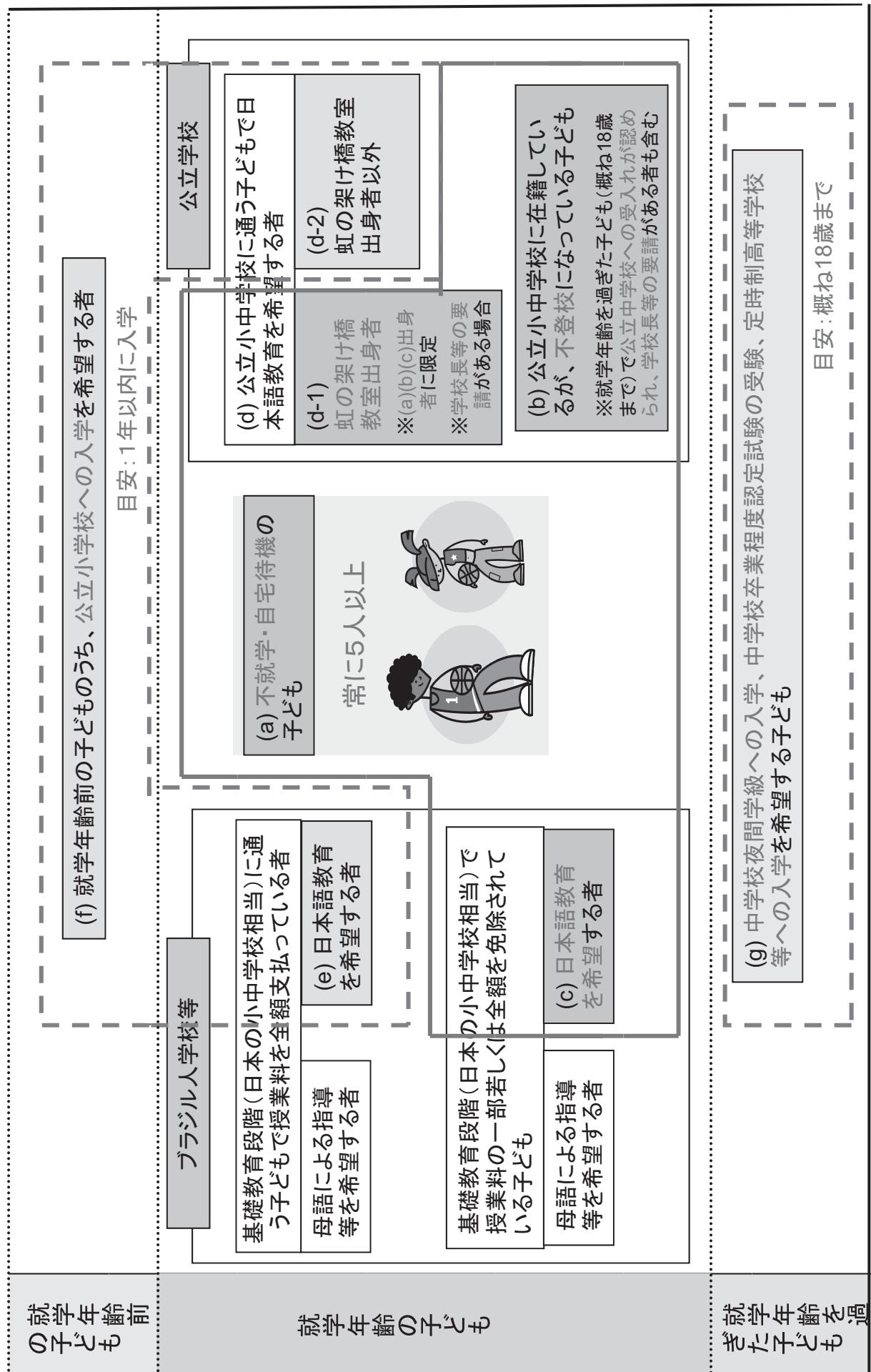
	小学校 構成比(%)	中学校 構成比(%)	高等学校 構成比(%)	中等教育学校 構成比(%)	特別支援学校 構成比(%)	合計 構成比(%)	(児童・生徒数:人)
ポルトガル語	(8,816) (45.2)	(2,360) (31.2)	(158) (11.6)	(1) (3.1)	(51) (52.0)	(11,386) (39.8)	
	6,908	37.6	2,259	28.2	0	0.0	9,477
中国語	(2,757) (14.1)	(2,407) (31.8)	(640) (46.9)	(12) (37.5)	(15) (15.3)	(5,831) (20.4)	
	2,888	15.7	2,407	30.0	838	42.3	6,154
フィリピン語 (タガログ語)	(2,199) (11.3)	(947) (12.5)	(211) (15.5)	(7) (21.9)	(3) (3.1)	(3,367) (11.8)	
	2,666	14.5	1,263	15.8	393	19.8	4,350
スペイン語	(2,640) (13.5)	(825) (10.9)	(153) (11.2)	(1) (3.1)	(15) (15.3)	(3,634) (12.7)	
	2,548	13.9	809	10.1	168	8.5	3,547
ベトナム語	(650) (3.3)	(240) (3.2)	(39) (2.9)	(0) (0.0)	(3) (3.1)	(932) (3.3)	
	722	3.9	335	4.2	86	4.3	4.0
韓国・朝鮮語	(566) (2.9)	(293) (3.9)	(56) (4.1)	(6) (18.8)	(6) (6.1)	(927) (3.2)	
	425	2.3	246	3.1	72	3.6	2.6
英語	(475) (2.4)	(105) (1.4)	(11) (0.8)	(0) (0.0)	(0) (0.0)	(591) (2.1)	
	570	3.1	124	1.5	17	0.9	717
その他	(1,401) (7.2)	(399) (5.3)	(97) (7.1)	(5) (15.6)	(5) (5.1)	(1,907) (6.7)	
	1,638	8.9	569	7.1	148	7.5	2.5
合計	(19,504) (100.0)	(7,576) (100.0)	(1,365) (100.0)	(32) (100.0)	(98) (100.0)	(28,575) (100.0)	
	18,365	100.0	8,012	100.0	1,980	100.0	100.0
				22	100.0	132	28,511
							100.0

※1. ()内の数値は、平成20年9月1日現在である。
 ※2. 小数点第二位以下四捨五入のため、各区分の比率の合計が必ずしも100%にならない。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成22年度）」文部科学省

外国人集住都市内の各都市における日本語指導が必要な児童生徒数(小・中学校 母語別)2010.9.1現在

県名	都市名	区分	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計		
群馬	伊勢崎市	小学校	1	0	88	2	13	21	105	7	237		
		中学校	0	0	19	1	7	5	25	3	60		
	太田市	小学校	1	3	36	3	18	6	101	5	173		
		中学校	0	1	18	7	9	1	62	4	102		
	大泉町	小学校	0	0	19	0	0	0	77	1	97		
		中学校	0	0	11	0	0	0	24	0	35		
	上田市	小学校	0	1	20	5	0	0	54	12	92		
		中学校	0	1	4	2	0	0	13	2	22		
	飯田市	小学校	0	0	0	15	9	0	33	0	57		
		中学校	0	0	0	7	5	0	6	0	18		
岐阜	大垣市	小学校	0	1	7	7	3	0	56	0	74		
		中学校	0	0	4	3	0	0	18	0	25		
	美濃加茂市	小学校	1	0	0	2	18	0	63	1	85		
		中学校	0	0	2	1	16	0	31	0	50		
	可児市	小学校	0	0	0	2	45	0	150	0	197		
		中学校	0	0	0	1	36	0	69	0	106		
	浜松市	小学校	3	0	95	12	73	61	523	14	781		
		中学校	0	0	35	7	39	14	133	3	231		
静岡	富士市	小学校	0	2	28	3	14	0	55	1	103		
		中学校	0	0	6	0	3	0	11	0	20		
	磐田市	小学校	1	0	7	0	13	0	143	0	164		
		中学校	0	0	2	2	2	0	61	0	67		
	掛川市	小学校	2	0	9	1	11	0	89	0	112		
		中学校	0	0	3	2	4	0	37	0	46		
	袋井市	小学校	0	0	2	2	3	0	68	1	76		
		中学校	0	0	3	1	1	0	28	1	34		
	湖西市	小学校	0	0	29	1	4	1	58	7	100		
		中学校	0	0	10	1	0	2	28	0	41		
	菊川市	小学校	2	0	10	0	9	2	84	0	107		
		中学校	0	0	2	1	1	1	32	0	37		
愛知	豊橋市	小学校	2	4	51	15	57	1	443	25	598		
		中学校	5	5	42	11	26	0	189	4	282		
	豊田市	小学校	4	7	62	24	23	1	285	10	416		
		中学校	0	0	10	17	7	0	113	3	150		
	小牧市	小学校	0	3	72	10	25	0	204	4	318		
		中学校	0	1	29	8	8	0	62	3	111		
	知立市	小学校	0	0	15	1	0	0	137	6	159		
		中学校	0	0	2	1	0	0	37	7	47		
三重	津市	小学校	0	0	34	13	11	1	110	17	186		
		中学校	0	1	11	0	3	0	42	4	61		
	四日市市	小学校	3	0	41	9	14	2	137	5	211		
		中学校	0	0	14	3	12	0	54	3	86		
	鈴鹿市	小学校	0	1	110	3	10	1	124	5	254		
		中学校	2	0	32	2	3	0	38	1	78		
	亀山市	小学校	0	3	5	0	6	1	31	1	47		
		中学校	0	0	3	0	1	0	31	0	35		
	伊賀市	小学校	2	0	51	3	1	0	94	2	153		
		中学校	0	3	13	2	0	0	34	4	56		
滋賀	長浜市	小学校	0	0	34	0	3	0	78	0	115		
		中学校	0	0	10	4	2	0	37	0	53		
	甲賀市	小学校	0	0	17	2	5	0	64	0	88		
		中学校	0	0	11	1	2	0	22	0	36		
	湖南市	小学校	1	0	27	1	0	0	53	2	84		
		中学校	0	0	5	1	1	0	26	1	34		
	岡山	総社市	小学校	0	0	0	1	0	0	20	0	21	
		中学校	0	0	0	0	0	0	4	0	4		
合計			小学校	23	25	869	137	388	98	3,439	126	5,105	
			中学校	7	12	301	86	188	23	1,267	43	1,927	
			言語別計	30	37	1,170	223	576	121	4,706	169	7,032	
			言語別割合	0.4%	0.5%	16.6%	3.2%	8.2%	1.7%	67.0%	2.4%		



— 対象となる子ども(積算対象の子ども) — 参加可能な子ども(積算対象外の子ども)

※1つのコマの中で参加できる積算対象外の子どもの数は、積算対象の子どもの数以下まで

※対象となる子どもが在籍する期間は原則6ヶ月

外国人集住都市内の都市における虹の架け橋教室実施状況

県名	都市名	実施状況			実施主体
		21	22	23	
群馬	伊勢崎市		○	○	NPO法人多言語教育研究所
	太田市	○			太田市
	大泉町	○	○	○	NPO法人大泉国際教育技術普及センター
長野	上田市	○	○		(有)ノボ・ダマスコ
	飯田市				実施なし
岐阜	大垣市	○	○	○	学校法人HIRO学園
	美濃加茂市	○	○	○	美濃加茂市教育委員会(H21~23)・NPO法人ブラジル友の会(H22、23)
	可児市	○	○	○	NPO法人可児市国際交流協会
静岡	浜松市	○	○	○	学校法人ムンド・テ・アレグリア学校(H21~23)・イーエス伯人学校(H21~23) NPO法人日本語教育ボランティア協会(H22.23)・NPO法人ARACE(H23) 浜松NPOネットワークセンター(H22)・財浜松国際交流協会(H21)
	富士市				実施なし
	磐田市	○	○	○	磐田市(H21)、(有)オブジェチーボ(H22、23)
	掛川市	○	○		NPO法人掛川国際交流センター
	袋井市	○	○	○	NPO法人国際教育文化交流会
	湖西市	○	○		NPO外国人就労支援センター
	菊川市		○	○	NPO法人日本インターネットスクール協会
愛知	豊橋市	○	○	○	NPO法人ABT豊橋ブラジル協会・学校法人カンティニョ学園(H21~23) 学校法人イーエス伯人学校(H22~23)
	豊田市	○	○	○	NPO法人トルシーダ
	小牧市				実施なし
	知立市				実施なし
三重	津市				実施なし
	四日市市				実施なし
	鈴鹿市	○	○	○	鈴鹿市教育委員会
	亀山市				実施なし
	伊賀市				実施なし
滋賀	長浜市				実施なし
	甲賀市				実施なし
	湖南市				実施なし
岡山	総社市	○	○		総社市教育委員会
集計		15	16	12	

日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について

- 日系定住外国人（「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族）
昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多く、平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難に置かれる人が増加。帰国者の増加により最近の外国人登録者数は減少しているが、日本での暮らしが長期の者は定住を希望。

これまでの国の取組

【ブラジル人登録者数】
昭和63年：約4,000人→平成19年：約31.7万人→平成21年：約27万人
(ピーク)

内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置（平成21年1月）

- 「定住外国人支援に関する当面の対策について」（平成21年1月）及び
「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）をとりまとめ、現在実施中。
(教育、雇用、住宅、情報提供等が主な内容。)

日系定住外国人施策に関する基本指針

（H22.8. 日系定住外国人施策推進会議）
-国の体系的・総合的な方針-

【基本的な考え方】

日本語能力が不十分な者がが多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにとする。

【今後取組、検討する施策の分野】

- ①日本語で生活できるために
②子どもを大切に育てていくために
③安定して働くために
④社会の中で困ったときのために
⑤お互いの文化を尊重するため

地方自治体の要望

- 日系定住外国人集住地域自治体で構成される「多文化共生推進協議会」（愛知、岐阜、三重など7県1市）や「外国人集住都市会議」（太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町）からは、国としての体系的・総合的な方針の策定を要望。

日系定住外国人施策に関する行動計画の概要

H23～（3年後を目途に見直し）（3月31日）日系定住外国人施策推進会議で策定）

日本語で生活できるための施策

- 日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例のデータベース化・周知、各種コンテンツの共有化等
- 「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施（日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援）
- 「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等
- 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討

子どもを大切に育てていくための施策

- 外国人児童生徒の教育充実のための具体的策（日本語能力測定方法、教員用研修マニュアルの開発、日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討、指導法や教材の先進事例の情報提供等）
- 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国補助事業）の実施（プレクラス対応の支援員や就学促進員の配置等による外国人の子ども、親への支援）
- 日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善を検討
- 認可手続マニュアルの開発による外国人入学校の各種学校・準学校法人化の促進
- 外国人の子どもにも配慮した中学校卒業程度認定試験の実施
- 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布
- 「虹の架け橋教室」事業の実施等（不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進）

安定して働くための施策

- 「日系人就労準備研修」（日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等の研修）の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施
- 多言語での就職相談の実施（ハローワークでの通訳・相談員の配置、ワンストップサービスコーナー運営等）
- 事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討

社会の中で困ったときのための施策

- 国の制度に関する情報（教育、年金、母子保健等）の多言語化の推進
- 公的賃住宅等の活用、防災・防犯・交通安全対策、等
- 地方自治体、NPO、企業等による取組の奨励

その他

- 在日ブラジル大使館、ペルーア大使館等との連携の強化

日系定住外国人施策に関する行動計画

平成23年3月31日
日系定住外国人施策推進会議

1. はじめに

日系定住外国人施策について、日系定住外国人施策推進会議は、平成22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定した。

今回策定する「日系定住外国人施策に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)は、基本指針に盛り込まれた事項について、各府省庁で検討した内容を加え、基本指針に掲げた施策を具体化することを目的として策定するものである。

なお、本行動計画は、平成23年度から開始することとし、必要に応じ、開始後3年を目途に見直すこととする。また、今般発生した東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、3年を経過する前であっても、必要に応じ、見直すこととする。

2. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

a 日本語教育関係機関等を参考した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。(文部科学省)

b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。(文部科学省)

c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、イン

ターネットを通じて提供する。(文部科学省)

- d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。(文部科学省)
- e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。(文部科学省)

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(外務省)
- c ①や② b の施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内閣府、各省庁)

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

① 子どもの教育に対する支援

- a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに、学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。(文部科学省)
- b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や、日本語能力が不十分な親への支援、日本の教育制度等の情報提供を行う要員（就学促進員）を配置することができるよう、国が費用の1/3を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。(文部科学省)

- c 学習指導要領等における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について教育委員会や学校への周知・徹底を引き続き図る。(文部科学省)
- d 日本語指導について、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。(文部科学省)
- e 外国人児童生徒の日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握し、日本語能力等に配慮した指導を行うための教育課程の編成について、制度面についての具体的な検討を行う。(文部科学省)
- f 学齢を超過した者の受入れや、教科学習に必要な日本語能力が足りない者の中学校への受入れなど、外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。(文部科学省)
- g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)
- h 外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)
- i 中央教育審議会における、教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で、日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。(文部科学省)
- j 小中学校における就業体験等を引き続き推進するとともに、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を図るため、さまざまな課題の対応策について調査研究し、成果の普及を図る。(文部科学省)
- k 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)
- l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、平成23年度から、同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。(文部科学省)
- m 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)

- ② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等
- a 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図る。(文部科学省)
 - b 今後開催される予定の日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等の機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子どもへの支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。(外務省、文部科学省)
 - c 日本にあるブラジル人学校等の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル政府が同国の大学と日本の大学の連携の下で実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、国際協力関係機関の施設を引き続き無償提供し支援する。(外務省)
 - d 日本語教育の機会の充実を図るため、定住外国人の子どもの就学支援事業(「虹の架け橋教室」事業)について、平成23年度も引き続き実施する。また、事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として、平成24年度以降の継続について検討する。(文部科学省)

(3) 安定して働くために必要な施策

① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等

- a 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)
- b 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。(厚生労働省)

② 多言語での就職相談

- a 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、

平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)

③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等

- a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省)
- b 引き続き日系定住外国人に係る諸問題について、産業界との意見交換を実施する。(経済産業省)
- c 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界に対し適切な指導を実施する。(経済産業省)
- d 日系定住外国人を雇用するものの責任として、企業や経済団体が日系定住外国人支援に一定の役割を果たすことについて、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

④ 就労の適正化のための取組

- a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚生労働省)

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

① 情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供

- a 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているN P O等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うN P O等の活動に資する情報についても充実を図る。(内閣府)
- b 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等

- に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- c 国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)
- d 妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)
- e 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)
- f 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(再掲) (外務省)
- g 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲) (文部科学省)
- h 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、ポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)

② 公的賃貸住宅の活用

- a 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)
- b 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)

③ 民間賃貸住宅への入居支援

- a 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)
- b 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)

④ 防災対策

- a 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実（多言語化、関連団体ホームページとのリンクの強化等）等各種広報媒体による周知の在り方を検討する。(総務省)
- b 地方自治体に対し、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を検討する。(総務省)

⑤ 防犯対策

- a 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁)
- b 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子どもの保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)

⑥ 交通安全教育

- a 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)

⑦ 外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進

- a 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)

- b 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するために
は、行政機関だけではなく日系定住外国人を支援するN P O等の「新しい公共」
の担い手とも協働して取り組むことが重要であり、N P O等に対する情報提供
等を通じ、N P O等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る。(内閣府、
各省庁)
- c 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自
治体のまちづくりの成果やN P O、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自
治体、N P O、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受
入れを積極的に行う環境を整備する。(内閣府、各省庁)
- d 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合
支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・
相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び
日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談でき
る体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)
- e 日系定住外国人に対する医療を支援するため、新成長戦略に基づき実施した
医療言語人材の育成のノウハウの活用について、検討する。(経済産業省)

⑧ 社会保険、国民健康保険の加入促進等

- a 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き
続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険
制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよ
う、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引
き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)

(5) その他

① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

- a 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定
した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周
知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)
- b 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的
な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)

② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等

a 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。(一部再掲) (内閣府、各省庁)

③ 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

a ブラジル人、ペルーカ国人を中心とする日系定住外国人の支援を進めるに当たり、在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携は重要であり、これら大使館等との情報交換等により、連携の強化に努める。(内閣府、各省庁)

3. 推進体制

- (1) 本行動計画に盛り込まれた施策については、外国人に係る住民基本台帳制度のスタート（平成24年夏を想定）も踏まえ、実施していくこととする。
- (2) 本行動計画に盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議幹事会等において適宜フォローアップすることとする。
- (3) なお、施策の推進に当たっては、地方自治体、NPOなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。



外国人集住都市会議いいだ 2011